

第105期 中間決算公告

平成25年12月2日

下関市竹崎町四丁目2番36号
株式会社山口銀行
取締役頭取 福田 浩一

中間貸借対照表（平成25年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	206,233	預 金	4,595,797
コ－ル口－ン	320,705	譲渡性預金	296,124
買入金銭債権	7,253	コ－ルマネ－	67,638
特定取引資産	8,134	債券貸借取引受入担保金	7,446
金銭の信託	53,738	特定取引負債	3,200
有価証券	1,418,440	借 用 金	9,287
貸出金	3,233,462	外 国 為 替	1,906
外国為替	6,977	そ の 他 負 債	78,083
その他の資産	124,472	未払法人税等	1,524
その他の資産	124,472	リ－ス債務	317
有形固定資産	46,651	そ の 他 の 負 債	76,240
無形固定資産	8,983	賞与引当金	1,473
支払承諾見返	27,412	退職給付引当金	79
貸倒引当金	33,885	睡眠預金払戻損失引当金	774
		ポイント引当金	42
		繰延税金負債	5,390
		再評価に係る繰延税金負債	8,640
		支 払 承 諾	27,412
		負債の部合計	5,103,300
		（純資産の部）	
		資 本 金	10,005
		資 本 剰 余 金	380
		資 本 準 備 金	376
		そ の 他 資 本 剰 余 金	3
		利 益 剰 余 金	270,183
		利 益 準 備 金	10,005
		そ の 他 利 益 剰 余 金	260,177
		固定資産圧縮積立金	1,091
		退職給与基金	1,408
		別 途 積 立 金	179,541
		繰越利益剰余金	78,136
		株 主 資 本 合 計	280,569
		その他有価証券評価差額金	29,457
		繰延ヘッジ損益	361
		土地再評価差額金	15,612
		評価・換算差額等合計	44,708
		純資産の部合計	325,277
資産の部合計	5,428,577	負債及び純資産の部合計	5,428,577

中間損益計算書 [平成25年 4月 1日から
平成25年 9月30日まで]

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		44,041
資金運用収益	27,887	
(うち貸出金利息)	(21,290)	
(うち有価証券利息配当金)	(6,136)	
役務取引等収益	5,941	
特定取引収益	56	
その他業務収益	3,068	
その他経常収益	7,088	
経常費用		27,767
資金調達費用	2,682	
(うち預金利息)	(2,175)	
役務取引等費用	2,001	
その他業務費用	2,909	
営業経費	19,654	
その他経常費用	519	
経常利益		16,274
特別利益		5
特別損		522
税引前中間純利益		15,757
法人税、住民税及び事業税	4,356	
法人税等調整額	1,329	
法人税等合計		5,686
中間純利益		10,071

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等（株式は中間決算期末月1カ月の市場価格の平均）に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び中間決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理する方法により行っております。

- (4) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (5) ポイント引当金
ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間期末における将来使用見込額を計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
10. 連結納税制度の適用
当行は、株式会社山口フィナンシャルグループを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 1,078百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に28,063百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,530百万円、延滞債権額は49,629百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は471百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,125百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は70,757百万円であります。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,773百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 122,512百万円
担保資産に対応する債務
預金 10,828百万円
債券貸借取引受入担保金 7,446百万円
上記のほか、為替決済、デリバティブ取引、信託事務及び公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,601百万円及びその他資産1,177百万円を差し入れております。
また、その他資産には、保証金462百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、509,898百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが466,686百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 41,902百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は380百万円であります。

13. 単体自己資本比率(国際統一基準)

(1) 単体総自己資本比率 14.65%

(2) 単体Tier1比率 13.24%

(3) 単体普通株式等Tier1比率 13.24%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益2,662百万円を含んでおります。

2. 当中間期において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
山口県内	営業用資産	土地・建物	1百万円
広島県内	営業用資産	土地	445百万円
合計			446百万円

当行は、営業用資産については管理会計上の最小単位である営業店単位で、遊休資産については原則として各資産単位でグルーピングを行っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅・寮等については、当行全体に関連する資産であるため共用資産としております。

店舗廃止及び売却が決定した上記資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計額446百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物1百万円、土地445百万円であります。

なお、当中間期において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、不動産鑑定評価額又は路線価を基にした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券（平成25年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	社債	580	581	1
	その他	629	641	12
	小計	1,209	1,223	13
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,209	1,223	13

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成25年9月30日現在）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。
（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	262
関連法人等株式	17
投資事業有限責任組合	798
合計	1,078

3. その他有価証券（平成25年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	80,276	38,749	41,526
	債券	573,557	564,452	9,105
	国債	125,527	124,440	1,086
	地方債	32,842	32,205	637
	社債	415,188	407,806	7,381
	その他	16,734	16,646	87
	小計	670,568	619,848	50,719
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	4,709	5,585	876
	債券	665,597	667,844	2,247
	国債	318,476	320,105	1,628
	地方債	-	-	-
	社債	347,120	347,738	618
	その他	73,272	76,510	3,238
	小計	743,579	749,941	6,361
合計		1,414,147	1,369,789	44,357

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）
株式	1,688
その他	315
合計	2,004

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおり定めております。

時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合は、「著しく下落した」と判断しております。ただし、株式及びこれに準ずる有価証券については、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、発行会社の信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付等）、過去の一定期間の下落率を勘案して、「著しく下落した」かどうかを判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成25年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成25年9月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの （百万円）	うち中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの （百万円）
その他の金銭の 信託	53,738	53,774	36	30	66

（注）1 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（注）2 「中間貸借対照表計上額」及び「差額」は、デリバティブ取引に係る差損益を含んでおり、差損益34百万円は、中間損益計算書の「その他経常収益」中の金銭の信託運用益に含まれております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	10,341百万円
退職給付引当金	1,535
賞与引当金	556
減価償却費	495
減損損失	46
有価証券有税償却	1,241
その他	<u>2,062</u>
繰延税金資産小計	16,278
評価性引当額	<u>1,556</u>
繰延税金資産合計	14,722
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	15,085
固定資産圧縮積立額	594
譲渡損益調整勘定	85
退職給付信託設定益	<u>4,347</u>
繰延税金負債合計	20,112
繰延税金負債の純額	<u>5,390百万円</u>

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1,626円39銭

1株当たりの中間純利益金額 50円36銭